○農林水産省告示第七百十三号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める規格及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。	一　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。
生産条件不利補正対象農産物の種類 / 麦～菜種 / （略） / 規格	生産条件不利補正対象農産物の種類 / 麦～菜種 / （略） / 規格
備考 一　この表において「パン・中華麺用品種」とは、次に掲げる要件に該当する小麦の品種をいい、「非パン・中華麺用品種」とは、パン・中華麺用品種以外の小麦の品種をいう。 イ　銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデュール、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、つるきち、長崎W二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナマンテン、ハルイブキ、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ミナミノカオリ、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。 ロ　（略） 二～九　（略）	備考 一　この表において「パン・中華麺用品種」とは、次に掲げる要件に該当する小麦の品種をいい、「非パン・中華麺用品種」とは、パン・中華麺用品種以外の小麦の品種をいう。 イ　銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデュール、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、つるきち、長崎W二号、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナマンテン、ハルイブキ、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ミナミノカオリ、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。 ロ　（略） 二～九　（略）
二　（略） 別表第一　小麦	二　（略） 別表第一　小麦
生産地の属する都道府県 / 銘柄 / 用途	生産地の属する都道府県 / 銘柄 / 用途
北海道～岩手県 / （略） / （略）	北海道～岩手県 / （略） / （略）
宮城県 / あおばの恋（※） / 日本麺の製造用	宮城県 / あおばの恋（※） / 日本麺の製造用
宮城県 / シラネコムギ / 日本麺の製造用	宮城県 / シラネコムギ / 日本麺の製造用
宮城県 / 銀河のちから / パン又は中華麺の製造用	宮城県 / 銀河のちから / パン又は中華麺の製造用
宮城県 / 夏黄金 / パン又は中華麺の製造用	宮城県 / （新設） / パン又は中華麺の製造用
宮城県 / ゆきちから / パン又は中華麺の製造用	宮城県 / ゆきちから / パン又は中華麺の製造用
秋田県 / （削る） / （削る）	秋田県 / ナンブコムギ / 日本麺の製造用
秋田県 / ネバリゴシ（※） / 日本麺の製造用	秋田県 / ネバリゴシ（※） / 日本麺の製造用
秋田県 / 銀河のちから / パン又は中華麺の製造用	秋田県 / 銀河のちから / パン又は中華麺の製造用
秋田県 / ハルイブキ / パン又は中華麺の製造用	秋田県 / ハルイブキ / パン又は中華麺の製造用